

定 款

一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の緊密な連絡協調により、自動車運転者教育の健全な発展を図るとともに、関係機関・団体と連携し、交通安全思想の普及高揚を図り、もって交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教習、講習水準の維持向上に関する調査研究及び施策の推進
- (2) 監督行政庁の所掌事務に関する連絡調整及び施策の推進
- (3) 運転免許関係事務及び講習等に関する受託業務の適正な実施
- (4) 交通安全運動等に関する施策の推進
- (5) 指定自動車学校（道路交通法第99条第1項の規定により沖縄県公安委員会から普通自動車免許の指定を受けた自動車教習所をいう。以下「自動車学校」という。）の発展のための調査研究及び施策の推進
- (6) 自動車学校の教習用図書及び教材等の斡旋並びに調達
- (7) 自動車学校のためにする消耗品及び事務用品等の共同購買
- (8) 自動車学校の取り扱う運転免許ローンの共同斡旋
- (9) 自動車学校のためにする損害保険代理業
- (10) 自動車学校の事業に関する経営及び技術の改善向上又は自動車学校の事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (11) 優良会員及び職員並びに交通功労者の表彰
- (12) その他、社会貢献活動等、この法人の目的を達成するための必要な事業

(使用料又は手数料)

第5条 この法人は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料及び手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した自動車学校を代表する者
- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者その他特にこの法人の目的に賛同し入会を希望する者で理事会において承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 この法人の正会員になろうとする者（次項に規定する場合を除く。）は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、正会員及び特別会員になることができない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 正会員が、その自動車学校の代表でなくなり、他の者が代表することとなった場合は、理事会の定めるところにより新旧正会員連署で会長に届け出なければならない。ただし、正会員が死亡した場合は、新たに代表する者になったものが届け出なければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 この法人の運営上、特に必要があると認めるときは、総会の決議を経て、正会員から臨時に会費を徴収することができる。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会の定めるところにより退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理事会の定めるところによりその旨を通知し、かつ、総会におい

て弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条第 1 項の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき。

(4) 正会員が代表する自動車学校がその事業を廃止し、又は指定を取り消されたとき。

2 前項及び前 2 条の規定により会員がその資格を喪失したときは、会員として一切の権利を喪失し、既に納めた会費その他の抛出金品は返還しない。ただし、在会中にかかる義務は履行しなければならない。

第 4 章 総会

(種類及び開催)

第 12 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

3 第 1 項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の 1 週間前までに正会員に対して、一般社団・財団法人法第 38 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、理事会の決議により書面又は電磁的方法によって議決権を行使することが出来ることとする事項を定めた場合には、総会の日々の 2 週間前

までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員が代表する自動車学校1校につき1個とする。

2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において次条第1項及び第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 前項の規定により理事を選任する場合は、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法定で定める特殊の関係の

ある者の合計数が、理事の総数の3分の1以下とする。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、理事会の定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に満了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の役職として、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) この定款で定めるもののほか、規則、規程及び細則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 事務局長及び重要な事務局職員の選任及び解任

(4) その他法令で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合において第1項及び第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会等

(設置等)

第 33 条 この法人の事業を効果的に推進するため、必要があるときは理事会の決議により専門委員会を置く。

また、上記専門委員会のほか、この法人内に青年部を置くことができる。目的や活動等については別途規約等で定める。

2 青年部の活動資金等として、理事会の承認を得て、本法人から支援することができる。

3 専門委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会において別に定める。この場合において、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である総会又は理事会等の権限を奪うことがないようにしなければならない。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 34 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し所要の職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する事項については、理事会において別に定める。

第 9 章 会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けて、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は小渡亨とし、業務執行理事は下地一彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 一部改正 この定款は令和5年5月12日から施行する。